

「平成 31 年度柔道整復師等の療養費支給 申請書内容点検委託業務」に関する質問・回答

Q 1. 平成 30 年度の年間の申請書点検件数、照会文書発送件数、返戻件数の実数をご教示ください。

A 1. 申請書点検件数・・・38,331 件
照会文書発送件数・・・3,579 件
返戻件数・・・・・・・・・・491 件

※件数は平成 30 年 4 月支給分から平成 31 年 1 月支給分（10 か月分）になります。

Q 2. 単価項目の⑤送料と⑦申請書等の引き渡し費用（宅配料）がそれぞれ実費と記載されておりますが、入札時に提出する金額としては⑤と⑦を除く項目に関して金額を計算して総額を記載すればよろしいでしょうか。

また、（5）と（7）に関しては落札金額とは別に実際にかかった費用を加えてご請求させていただけるという解釈でよろしいでしょうか。

A 2. 両点とも、ご認識のとおりです。

Q 3. 業務のスケジュールについて、おおよそ月の何日頃に申請書の受け取りが可能でしょうか。月末や月初など相談によって時期の決定が可能な場合は、申請書の受け渡しが不可能な期間をご教示ください。

A 3. 当広域連合からの発送を毎月 5～8 日頃を予定しておりますので、受け取りは毎月 7～10 日頃になります。送付時期については、原則上記の日程でお願いします。

Q 4. 仕様書 4 委託期間／業務スケジュールについて

①支給申請書のお預かり時期、返却時期についてお教えてください。例) お預かり＝毎月 10 日頃とした場合、内容点検、被保険者へ照会した回答書の回収・確認など行くと、業務終了は翌月初旬～中旬になると考えますが、いかがでしょうか。

②委託期間は平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月 31 日までとなっておりますが、平成 32 年

3月支給分の内容点検後の照会業務を行った場合、委託期間内に終了が難しいと考えます。委託期間を過ぎても業務完了するという考えでよろしいですか。または、委託期間内に終了する業務までを行うという考え方でしょうか。

A 4.

①当広域連合発送：5～8日頃。申請書返却時期：翌月20～25日頃

②委託期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなりますが、①のとおり、回答業務スケジュールが翌月に及ぶことから「平成31年4月支給分から平成32年3月支給分まで」とご理解ください。よって、平成32年3月支給分申請書を当広域連合に返還してもらうところまでとなります。

Q 5. 仕様書 5 (2) 被保険者への照会文書作成等業務

①被保険者への照会文書の発送に関し、送付先は各被保険者の居住地あてとしていますが、その住所データは療養費支給申請書に記載の住所を使用すると考えてよろしいですか。または、貴広域連合から被保険者の住所データの提供をいただけるのでしょうか。

②送付封筒は窓付きのものを考えていますが、よろしいですか。また、封筒の表面に次のような項目を印刷する考えですが、項目・表記方法などのご指定はありますでしょうか。

- ・送付者名として貴広域連合の名称・住所
- ・内容物の表記「柔道整復療養費の施術内容確認についてのお知らせ」(案)
- ・問い合わせ先：弊社社名とフリーダイヤル

A 5.

①申請書に記載されている住所を使用させていただきます。

②「当広域連合名」や「調査ご協力のお願い」「委託業者の連絡先等」の記載をお願いすることになりますが、詳細については、別途ご相談させていただきます。

Q 6. 仕様書 9 その他の留意事項

①療養費支給申請書等の搬送方法は宅配便（信書便）の利用でよろしいですか。

②被保険者への照会抽出リストや回答リスト等のデータは Excel 形式で作成してよろしいですか。また、このリストデータの提出（報告）は CD に格納しレターパック（信書便扱い）にて貴広域連合へ送付する方法を考えておりますが、よろしいですか。

A 6.

①ジュラルミンケースを利用した信書便となります。

②申請書の受渡に利用するジュラルミンケース内に同梱していただきたいと思います。